

社会福祉法人晃樹会災害対処計画

{埼玉県社会福祉施設災害対応マニュアル準拠}

風水害対策編

震災対策編

平成 30 年 4 月

《 目 次 》

第1編 総則

第1節	計画の目的	3
第2節	人命の安全確保	3
第3節	位置の地勢	3
第4節	利用者の状況及び事業現状	3
第5節	災害の概要	3
第6節	今後予想される災害	4
第7節	本苑にて処理すべき事務又は業務の大綱	4

第2編 風水害対策編

第1章 防災組織及び支援体制の整備

第1節	防災組織整備計画	6
第2節	役割分担計画	7
第3節	施設間や地域との支援体制の整備	8

第2章 風水害予防対策

第1節	基本方針	9
第2節	防災教育及び防災訓練	9
第3節	物資及び資機材等の備蓄	10
第4節	施設内の安全確保	11
第5節	利用者の安否確認及び家族等との連絡体制の確立	12
第6節	避難場所までの避難誘導	12

第3章 風水害応急対策

第1節	施設職員の確保	14
第2節	人的・物的被害の確認	14
第3節	施設入所者の避難誘導	15
第4節	生活確保などの応急対策	15
第5節	地域に居住する要援護者への支援対策	17
第6節	施設の早期再開	18

第3編 震災対策編

第1章 被害想定

第1節	地震被害想定	19
第2節	想定震度	20
第3節	らんざん苑被害想定	21

第2章 震災予防対策

第1節	基本方針	22
第2節	防災教育及び防災訓練	22
第3節	物資及び資機材等の備蓄	23

第4節	施設内の安全確保	24
第5節	利用者の安否確認及び家族等との連絡体制の確立	24
第6節	避難場所までの避難誘導	25
第3章	震災応急対策	
第1節	施設職員の確保	27
第2節	人的・物的被害の確認	27
第3節	施設入所者の避難誘導	28
第4節	生活確保などの応急対策	29
第5節	地域に居住する在宅弱者への支援対策	31
第6節	施設の早期再開	31
第4編	災害発生時マニュアル	
第1節	優先順位の考え方	32
第2節	職員の参集体制と役割分担	32
第3節	中核業務	32
第4節	災害対策本部の初動期対応	34
第5節	各事業所の基本的対応事項	35
第6節	災害時使用可能な施設内設備	39
第5編	資料編	
別添1	勤務外職員の緊急出勤	41
様式第1号	らんざん苑防災会議規定	42
様式第2号	らんざん苑防災会議録	44
様式第3号	施設間における災害時相互援助協定書	45
様式第4号	社会福祉法人晃樹会らんざん苑及び 越畑1区、2区災害時相互援助協定書	47

第1編 総 則

第1節 計画の目的

本計画は、社会福祉法人晃樹会（以下「らんざん苑」という。）における風水害、地震及びその他の災害の対策に関し、嵐山町地域防災計画との整合性を図りつつ、利用者、職員及び関係者の生命、身体の安全を確保し、あわせてらんざん苑の財産を保全することを目的とする。

第2節 人命の安全確保

台風、地震等の自然災害から、利用者、職員及び関係者の人命の安全を確保することを最優先して実施する。

第3節 位置と地勢

本苑は、嵐山町の中央から北に約3kmのところであり、東経139度18分31秒、北緯36度4分52秒に位置し、海拔約62mで周囲は、南東から北西にかけて田園地帯、西側に一部丘陵地があるが、おおむね平坦な地形となっている。

第4節 利用者の状況及び事業現状

本苑は、平成8年4月に介護老人福祉施設として開設し、特別養護老人ホームの定員は、88床、ショートステイ12床及び通所介護事業30人まで利用が可能。また、他に、訪問介護事業、及び指定居宅介護支援事業を展開している。平成30年4月1日現在、79名のスタッフにて事業運営を実施している。

第5節 災害の概要

災害の種類は、台風、大雨を要因とする風水害のような気象災害と地震災害とに大別することができる。

1 本苑周辺での気象災害

昭和34年9月26日の伊勢湾台風により、嵐山町では、住家全壊3棟半壊10棟、物置全壊30棟の被害が発生した。その際、本苑の周辺での被害は、本苑の西側50メートルにある土蔵が土砂崩れにて全壊した。それ以外は、今日まで、風水害による建物及び土砂崩れなどの被害は発生

していない。

2 本苑周辺での地震災害

昭和6年9月21日の西埼玉地震（マグニチュード6・9）が発生したが、この折も荒川・利根川流域を中心に被害があったが、幸い本苑周辺では、被害の報告はなかった。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0の大地震が発生し、それに伴う大津波が発生し東北3県で死者2万数1千人倒壊家屋壊滅的で、甚大な被害があった。また、千葉県においても液化現象により、多くの家屋が傾いた。幸い本苑では、被害がなかったが、嵐山町でも震度5弱の地震により、197軒の家屋の屋根が破損、壁の破損等88件に達している。

第6節 今後予想される災害

嵐山町の地域防災計画によると、発生する災害又は予想される災害は、おおむね次に掲げるとおりである記述されている。

- (1) 台風又は集中豪雨による水害（洪水、崖くずれ、山くずれ、地すべり、浸水等の被害）
- (2) 台風、たつまき、季節風による風害
- (3) 雷雨に伴う落雷、^{ひょうがい}雹害
- (4) 大雪による雪害
- (5) 寒冷高気圧による^{とうそうがい}凍霜害
- (6) 地震による災害
- (7) 大規模な火災及び集団的交通災害
- (8) その他多数の者の生命、身体、財産に危険がある場合

第7節 本苑にて処理すべき事務又は業務の大綱

災害予防

- 1) 組織の整備に関すること。
- 2) 予防及び避難等の訓練に関すること。
- 3) 物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。
- 4) 予防思想の普及及び宣伝に関すること。
- 5) その他災害応急対処の実施の支障となるべき状態等の改善に関すること。

災害応急対処対策

- 1) 災害応急対処対策に必要な組織編成、招集基準、情報の収集、伝達及び被害の調査等に関すること。
- 2) 町及び災害協力協定締結地区への応援要請に関すること。
- 3) 施設、設備の応急復旧に関すること。
- 4) 災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。
- 5) 災害時における利用者の保護に関すること。
- 6) 地域の要援護者の受け入れに関すること。

第2編 風水害対策編

第1章 防災組織及び支援体制の整備

第1節 防災組織整備計画

1 基本方針

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、らんざん苑防災会議等の災害対策上の重要な組織を整備して、町、防災協力地区及び相互援助協定施設との相互連携を強化するとともに、防災組織の万全を期すものとする。

2 防災に関する組織

1) らんざん苑防災会議

本苑利用者（入所者）、職員及び関係者の生命、身体の安全を確保し、社会福祉法人晃樹会の財産を保全するため、らんざん苑災害対処計画の作成及びその実施の推進のため、らんざん苑防災会議を設置する。防災会議の組織及び運営については、らんざん苑防災会議規程（様式第1号）の定めるところによるものとし、その任務及び組織については、次のとおりとする。

- ア らんざん苑災害対処計画を作成又は、修正し、その実施を推進すること。
- イ 嵐山町内（本苑周辺）災害が発生した場合は、その情報を収集すること。
- ウ 嵐山町及び比企広域消防署並びに災害協定締結してある越畑地区の関係者等に対し、情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- エ 施設間における相互援助協定締結を推進すること。

2) 災害対策本部

町内の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において防災の推進を図るため必要があると認めるときは、理事長は、らんざん苑災害対処計画の定めるところにより、災害対策本部を設置するものとする。

災害対策本部の組織と運営については、関係機関及び職員に周知するとともに、常に、検討、見直し、検証を図るものとする。

第2節 役割分担計画

災害に係る組織体制を定め、各職員の役割分担を行う。次表「災害対策に係る組織体制」を参照。

災害対策に係る組織体制

<p>本部長 = 施設長 副本部長 = 事務長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災業務の適切な実施を図るため、災害応急対策を遂行する。 ・ 災害応急対策の実施について指揮を行う。
<p>情報連絡班 班長 = 生活相談員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村災害対策本部、消防署、警察署、福祉事務所等と連絡をとり、情報を入手の上、本部長に報告。 ・ 各班に情報提供 ・ 家族へ状況を連絡
<p>消火班 班長 = 自衛消防隊</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火元の点検、ガス漏れの有無を確認 ・ 発火の防止と発火の際の初期消火
<p>救護班 班長 = 看護師</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救出及び安全な場所への移動 ・ 応急手当及び病院等への移送
<p>避難誘導班 班長 = 介護長代理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者等の安全確認。利用者に状況を連絡。 ・ 入所者の避難（日勤△が人数確認、本部長に報告） ・ 施設設備の損壊状況の調査・報告・応急措置 ・ 家族への引き渡し
<p>応急物資班 班長 = 栄養士</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料、飲料水などの確保 ・ 炊き出し、飲料水の供給
<p>地域班 班長 = 防火責任者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民や近隣の社会福祉施設と連携した救援活動 ・ ボランティア受け入れ体制の整備と対応

第3節 施設間や地域との支援体制の整備

(1) 施設間の支援

大規模災害発生時には、施設の倒壊、施設職員の被災を考慮し、近隣施設との相互援助協定（様式第3号）を締結する。

(2) 地域との連携

越畑地区との相互援助協定（様式第4号）を締結し、災害時の避難誘導、または職員が被災した場合の入所者の生活安定について協力が得られるよう、日常から、越畑地区やボランティア団体及び学校等との連携を図っておくものとする。

※ 地域住民、ボランティアに依頼する作業

水の搬送	受水槽より各階へ飲料水、生活用水を運ぶ
傾聴ボランティア	入所者の緊張をほぐしてもらうための傾聴
食事準備	食事の配布
トイレ対応	トイレへの水流し
支援物資仕分け	送られてきた支援物資を用途別に整理する。

支援者の熟練度により上記の業務を振り分ける。

受け入れ窓口：地域班（防火責任者）

(1) 地域の避難拠点としての役割の認識

本苑は自らの施設を「社会資源」と位置づけ、地域の要援護者の受け入れを行い、安全確保と必要な介護を行うものとする。

(2) 地域の要援護者への支援

- ① 安否確認を行う。
- ② 施設への受け入れを行い、安全を確保する。
- ③ 食事の提供、食事介助を行う。
- ④ 入浴、又は清拭を行い、清潔を保つ。
- ⑤ 排泄介助を行う。
- ⑥ 災害による怪我の処置を行う
- ⑦ 嘱託医、近隣病院と連絡をとり、必要な薬を確保する。
- ⑧ 感染症予防のため、衛生管理を行う。
- ⑨ 他利用者、職員とのコミュニケーション機会を確保する。

第2章 風水害予防対策

第1節 基本方針

水害の予防と早期発見は被害の軽減を図る上で極めて重要である。本苑の東側を粕川の源流が流れており、農業用水を兼用している。周辺は水田になっており、河床勾配が暖流であるため、豪雨が長時間続いた場合に本苑に浸水する可能性は皆無ではない。浸水予想を想定して、洪水に関する知識の普及と本苑に自主防災組織の一層の充実を図るものとする。風水害等に際し、応急対策に必要な資機材等を整備し、有効、適切に使用できるよう、点検及び補修など維持管理に努めるとともに、現状を把握しておく。

第2節 防災教育及び防災訓練

1 基本方針

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに利用者等に対し、避難その他の防災措置の習得等を図るため次のとおり防災教育を行うものとする。

2 実施計画

(1) 防災教育

災害発生時に防災対策の主体となる苑職員については、防災に関する知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育を行うものとする。

- ア 防災手引の配布
- イ 初動参集
- ウ 救助・応急手当
- エ 避難誘導
- オ 災害情報のとりまとめ
- カ その他必要な事項

(2) 研修会等の開催

職員の防災意識の向上を図るため、消防署等の職員、行政機関の担者等講師に招き研修会等を実施する。

※テーマ例

- ・「災害に関する警報や、想定される被害」

- ・「施設で行っている風水害対策の概要」
- ・「災害時にとるべき行動」

(3) 防災訓練

防災訓練は、昼間想定、夜間想定など、災害が起こる想定時間を変え、毎月1回以上実施するものとする。

※ 風水害防災訓練内容例

- ・風水害が発生した場合における利用者及び職員の対処方法
- ・利用者の安否確認
- ・安全な避難スペースへ避難・誘導
- ・通路の安全確認
- ・停電等への対応方法
- ・本部長の各班に対する指揮指導、避難行動の判断
- ・施設の安全点検・情報伝達

第3節 物資及び資機材等の備蓄

1 趣旨

大規模な災害が発生した直後の利用者の生活を確保するため、食料、生活必需品、非常用蓄電池、石油、及び照明器具等々の備蓄及び調達体制の整備を行う。

2 留意点

- (1) 食糧、飲料水、及び生活必需品等の備蓄数量については、利用者、職員及び地域住民分を含めて250人分を用意する。
- (2) 施設管理者は以下に示す物資等を備蓄しておくものとする。
 - ア 非常用食料 (3日分)
 - イ 飲料水 (3日分)
 - ウ 常備薬 (3日分)
 - エ 介護用品(オムツ、尿とりパット等(3日分))
 - オ 照明器具
 - カ 熱源
 - キ 移送用具(担架・ストレッチャー等)
- (3) 備蓄拠点として施設内及び施設外に分散して備蓄するものとする。
- (4) 食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、災害時要援護者に配慮した品目を補充していくものとする。
- (5) 災害時において備蓄のみでは緊急に必要な食料や生活必需品が不足することが予想されるため、生産者や関係業界と協議し、物資調達に関する協定の締結に努めるものとする。

第4節 施設内の安全確保

本苑の入所者の介護度を見ると、重度化しており風水害発生時に自力での安全確保や避難が困難な人が多い為、施設においていざという時に備えて安全な環境を整備しておくことが重要である。

(1) 立地環境と災害予測

- ア 本苑は、嵐山町の北に位置し平坦な地形に設置しており、町が作成した「地域防災計画」や「洪水ハザードマップ」等では浸水想定区域図、土砂災害危険個所のエリアには該当していない。
- イ 本苑の東西の高低差が約4mあり、局所的な集中豪雨での地上の冠水で地下室に一気に水が流れ込むことも想定しておく必要がある。
- ウ 局所的に発生する集中豪雨は、予測が困難で、注意報や警報等は急に出ることがある。常時、警報等の情報に気をつける。
- エ 危険な前ぶれ（前兆現象）を察知する。
 - ・川の水かさが急激に上昇する。
 - ・水が濁り、流木などが流れてくる。
 - ・雨が降り続けているのに川の水位が下がっている（鉄砲水の前兆）

(2) 防災設備等の確認

- ア 排水溝のゴミ、泥を除き、排水の点検を行う。
- イ 台風や集中豪雨時は、鉢植え、物干しなど飛散するものは室内へ移動させる。また樹木管理には十分な注意を払う。

(3) 屋内・屋外の安全対策

ア 屋内対策

- (ア) 窓ガラスや棚等についてはガラス飛散防止対策が必要である。ガラス飛散防止フィルム等で補強を図る。
- (イ) 机、ロッカー、冷蔵庫等の転倒を防ぐため、家具固定具等で固定する。
- (ウ) 照明器具や、壁掛け時計等の取り付け状態の点検、補強を実施し、落下物対策とする。

データを管理する機器など、当面の施設運営に支障を生じると考えられる機器については、保管管理に十分注意を払い、データ等は常にバックアップを取る。
- (エ) 入所者が一時的に避難できる「安全スペース」として、デイサービスフロア、2階ホール、3階ホールを設定する。

イ 屋外対策

- (ア) 屋外へ避難する場合の避難経路に面した門、壁の亀裂の状態等の点検を行い、倒壊防止の安全性について確認を行い、必要な補修を行う。
- (イ) 物置、老木等、施設の構内にある倒壊危険物の点検を行い、危険なものは補強し、不要物は除去する。
- (ウ) 避難経路や出入り口付近の自動販売機については、設置業者と相談し、必要な転倒防止策を行う。

第5節 利用者の安否確認及び家族等との連絡体制の確立

災害時には利用者の安否を確認し、家族等と迅速に連絡がとれるよう連絡体制を確立する。

(1) 利用者及び利用者家族等の安否確認

利用者全員の施設内外の居場所を把握し、安否確認を行うのはもちろん、利用者の家族の安否を確認することが、利用者の精神的安定に繋がることから、災害用伝言ダイヤルサービスの利用等、家族と施設間の連絡方法を事前に定め、情報収集がしやすいような工夫をしておく。さらに、災害発生後の家族による一時引き取りの可能性や方法について、各家族と協議しておくことが必要。

災害発生時の利用者家族との連絡体制や引き取りに関する情報は施設が台帳として整備しておく。

(2) 情報通信手段の確保

ア 「災害用伝言ダイヤル171」の活用

非常時に職員及び利用者家族と連絡を取るため、「災害用伝言ダイヤル171」を活用する。

イ ケータイ「災害用伝言板」の活用

大きな災害が発生した場合に開設される携帯電話の「災害用伝言板」を活用する。

ウ 災害用優先電話の指定

一般の回線よりも優先されかかりやすくなる「災害時優先電話」の指定を受ける。

第6節 避難場所までの避難誘導

高齢者福祉施設の利用者等を安全に避難するまで誘導するため、事前に避難行動を想定し準備しておくことが重要である。

1 避難経路の確認等

ア 施設外への避難ルートを2つ以上定めておき、職員への周知徹底を図る。

イ 建物内の安全なスペース、消火器の位置、風水害時に開放する出口位置、避難経路を全職員に周知徹底を図る。

ウ 徒歩での避難が困難な利用者数を把握し、車両を確保する。

施設車両、職員車両のほかに地域住民や公的機関の応援を得られるよう事前に調整を行う。

エ 利用者ごとに避難する方法（徒歩、車いす等）を名簿に色分けする等、職員が認識できるようにしておく。

2 非常持ち出し品の準備

非常持ち出し品は緊急避難の場合は必要最低限とする。本格的に避難する場合は、2・3日は生活できる程度の物資を持ち出すこととする。

(非常持ち出し品)

① 一般的なもの

非常食、飲料水、筆記用具、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ、ビニールシート、ビニール袋、軍手、ナイフ、ライター（マッチ）ひも類、ヘルメット、タオル、ウェットティッシュ、ティッシュ、テープ類、工具類、救急医療品セット、衣類、紙おむつ類、衛生用品、利用者・職員・嘱託医等の緊急連絡一覧表、使い捨てカイロ、電池、簡易トイレ、毛布、担架、車椅子、10円硬貨等

② 入所者の個人的なもの

薬、義歯、メガネ、写真等

水害の種類

- 1 内水による水害…流れ込む雨水などの勢いに排水機能が間に合わず、道路等に反乱する被害。主に市街地で注意が必要。
- 2 外水による水害…堤防の決壊や越水等により川が氾濫し、家屋等が流される被害。主に河川の近くで注意が必要。

らんざん苑では、内水による水害が考えられる。内水被害の危険が予見される場合は安易に外に避難せず、床上浸水等に備えて施設の上階に避難するほうが安全である。排水溝や、小さな河川が氾濫して道路にまで水流が及んでいる状況で外へ出ると、水流に飲まれたり、水圧で蓋が外れたマンホールの穴に足を取られたり、落ちたりする等の危険がある。

第3章 風水害応急対策

第1節 施設職員の確保

災害発生時には、原則として、事前に決めておいた災害対策に係る組織体制をとり活動する。

事前に決めておいた体制を確保できない場合、本部長は実際の参集状況に応じて各班に職員を割り当てる。

なお、本部長が不在の場合は副本部長、または防火責任者が対応するものとする。

少ない職員で役割分担する場合は、一人が複数の役割を担うことになるが、まずは救護・看護班、避難誘導班、情報連絡班、を立ち上げる。

入所者の安全を確保した上で、職員の安否や対応について迅速に連絡を取る。

第2節 人的・物的被害の確認

(1) 施設内人員の安否確認と人命救助

災害発生時に施設内にいた入所者、職員、家族等の安全確認を即座に実施し、負傷者が発生している場合には、二次災害のおそれのない安全な場所に移し、医師の手当てが受けられるまでの間、救護班により、可能な限りの応急手当てを実施する。

なお、医療機器を利用している入所者へは電源の確保を行う。

万が一、死者が出た場合には入所者が動揺しないよう隔離安置する。

(2) 施設内外点検

災害時には、職員は入所者等が、安全な場所へ避難できるように、周辺の周辺の状況を確認して、安全な避難経路を確保する。

特に、暴風の場合には施設内の火器類、危険物の点検を行い、不要な火器の使用を制限する。

また、屋外の見回りは強風にあおられ事故に繋がる危険が大きくなるため、万全の注意を払って実施する。

万一、施設内で火災が発生した場合には、初期消火活動に努め、火災の延焼拡大を防止する。

(3) 施設周辺での被害状況把握

施設が立地している場所の周辺での災害の発生状況を確認し、避難が必要と判断した場合には、避難の準備を開始する。

第3節 施設入所者の避難誘導

- (1) **被害が軽微な場合には施設内で待機**

施設の被害発生状況を調査した結果、施設内の被害が軽微で、建物内の安全が十分な場合には、施設内で入所者に危害を与えるおそれのある物を除去し安全な場所で待機する。
- (2) **施設内安全空間への避難誘導**

デイサービスのホール、2階ホール、3階ホールを点検し、危険がないことを確認の上、入所者を誘導する。
- (3) **施設周辺の安全空間への避難誘導**

施設の被害が甚大で施設内に留まることが危険と判断された場合には、被害を免れた近くの建物や、他施設に理解を求め、施設周辺の安全な避難空間を確認し、地域に援助を要請し、地域住民の協力を得て、利用者を避難誘導する。
- (4) **広域避難場所への避難誘導**

施設周辺で延焼火災が発生し、危険と判断された場合には、駐車場へ避難する。火災が大きく、駐車場でも危険な場合には、越畑地区や、防災関係機関に援助を要請し、地域住民や、防災関係機関の協力を得て、車両等による避難を行う。
- (5) **市町村、防災関係機関、医療機関、ライフライン関係機関との情報伝達**

入所者の安全を第一に、必要な応急措置等を取った後に、被害の状況や必要な支援について、市町村や関係機関と使用できる情報伝達手段により連絡を取る。
- (6) **利用者の心のケア**

災害発生時においても、職員が冷静な対応をとり、平常心で温かく接することにより、災害直後の入所者の不安感を軽減するよう努める。
職員は入所者の健康状態を管理し、冬期や夜間の寒さ、夏期の暑さ等、慣れない環境からくるストレスを和らげるための対応を行う。

第4節 生活確保などの応急対策

- (1) **施設入所者の生活を維持する必需品の確保**

食糧、水、トイレなど生活必需品について確認し、施設内備蓄品物資を活用するとともに、防災関係機関への状況報告と応援要請を行う。
また、日ごろから付き合いのある商店等に対し、物資の供給継続を早い時期に依頼し、協力を求める。

(2) 施設生活維持のための関係期間への協力依頼

応急給水活動や、電気、ガス、電話等のライフラインを早期に復旧するため、行政や、ライフライン事業者に対し、早期に協力依頼を行うとともに、想定される復旧までの期間を把握する。

なお、災害が起こる前に、ライフライン関係者に社会福祉施設としてのライフラインの重要性や施設の実態等を説明し協議を行っておく。

(3) 入所者の心身のケアの確認

早めに入所者全員を専門医に診てもらうよう努める。

特に以下のような症状が疑われる場合には、早期に専門医・期間で診療を受ける。

- ・ 強度の不眠が続いている
- ・ 強度の緊張と興奮が取れない
- ・ 極度の落ち込み
- ・ 心的外傷後のストレス症状
- ・ 幻覚や妄想
- ・ 表情が全くない
- ・ ストレスによる身体症状が深刻等

また、感染症を予防する観点から入所者に対して、手洗いやうがいを行なうなど衛生面での徹底を図る。

(4) 入所者の家族の安否確認

入所者の家族の被害情報や安否情報を早急に確認し、入所者の精神的不安感の軽減に努める。

入所者家族の避難状況によっては、連絡が取りづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル171」の活用等、連絡方法を入所者家族とあらかじめ定めておく。

(5) 薬剤等の確保と移送

施設内にある薬剤等の点検を行うとともに、嘱託医や近隣の開業医等と連携を取り、日々の薬の確保を行う。

なお、建物の被災状況、入所者の健康状態等を考慮し、他施設への移送や医療施設等への移送についても検討する。

移送については、家族の同意をとる必要があるが、緊急時では事後報告となる旨、あらかじめ家族の了解を得ておく。

(6) 利用者の生命や生活の維持

越畑住民、入所者家族、他施設、ボランティア等、人材を確保するため、関係期間に対し、早期に協力を依頼する。

(7) 応援者に対するオリエンテーションの実施

応援者に対して、オリエンテーションを実施し、らんざん苑の日課や、心得、目標、援助内容について理解してもらうよう努める。

(8) 職員へのケアの実施

ア 職員の加重労働の防止

被災後の施設運営は、職員にも大きな負担を与えることとなる。職員の健康管理を徹底し、勤務できるかを確認し、勤務体制リストを作成する。

勤務できない職員がいる場合には、社会福祉協議会、他施設等に対し、ボランティアの派遣要請を行う。

外部からの応援者の協力を得ながら、負担のかかっている職員には必ず休息を与え、過重労働を未然に防ぐよう努める。

イ 職員への心身のケア

職員の住居や家族の被災状況を考慮し、職員の精神的負担を軽減するよう心のケアを行う。

また、感染症を予防する観点から職員に対しても手洗いうがいを励行するなど衛生面での徹底を図る。

(9) 建物の復旧

建物について、市町村が実施する応急危険度判定を受け、その結果を踏まえて、必要に応じて施設管理者が判定復旧技術者に依頼して実施する被災度区分判定を実施し、サービス再開に向けた恒久復旧対策を検討する。

必要に応じて、県や町と連絡をとり、受け入れ可能な補助金等について相談を行う。

(10) 一時帰宅した入所者、その家族に対する支援対策の実施

一時帰宅した入所者やその家族との連絡を密にとり、入所者の精神的不安感を軽減するよう努める。

入所者の帰宅に伴い、受け入れ家族が受ける負担を考慮し、介護方法の相談やヘルパーの派遣を行う等、家族に対する支援策を実施する。

第5節 地域に居住する要援護者への支援対策

(1) 在宅援助者に対する支援

本苑は、入所者だけでなく、施設を利用しない在宅の要援護者（独居、寝たきり高齢者、障害者等）の、被災生活確保のため

に必要な支援を行う。

町や、関係機関と連携を図り、緊急に保護が必要な要援護者を対象として、応援の人手や、物資のコーディネート等、在宅の要援護者の生命を守る活動の実施に努める。

(2) 在宅要援護者の緊急保護対策

特に緊急を要する要援護者については、できる限りらんざん苑にて受け入れ、必要な生活支援、介護を行い、在宅要援護者の生命の保護に努める。

(3) 入所者への十分な配慮

要援護者の施設への受け入れや、在宅要援護者への支援対策を実施すると同時に施設入所者への対応が不十分とならないよう留意する。

そのため、要援護者の受け入れ場所の設定や、食事、入浴等の提供方法等、総合的な見地から検討し、要援護者の受け入れ可能数を算出しておく。

第6節 施設の早期再開

サービス再開に向け日常的に必要な物品のチェックを行い、恒久的なサービス再開に向け、関係団体等と連携を取りながら、日常的に必要な物品等の調達を行う。

入所者の精神的立ち直りのために施設の早期再開に努め、入所者が生活のリズムを取り戻せるよう努める。

第3編 震災対策編

第1章 被害想定

第1節 地震被害想定

地震の被害想定については、平成19年度埼玉県地震被害想定調査報告書に基づいて行うものとする。なお、今後地震災害に係る被害想定が、科学的、学術的に調査研究が行われた場合にはそれに沿って再検討する。

1 想定地震

嵐山町全域が深谷断層の中に入っており、嵐山町において、深谷断層による地震が最も大きな被害を及ぼすものとされている。よって、深谷断層による地震を想定するものとする。

想定地震名	マグニチュード	断層面		地表に対する断層面の角度	地震のタイプ
		長さ	幅		
深谷断層による地震	7,5	40km	18km	ほぼ直交	活断層

2 表層地盤の軟らかさ

一般的には、軟らかい地盤が揺れやすいものとされている。嵐山町は、地盤が固く揺れにくいですが、嵐山町ハザードマップによると、本苑周辺（越畑地区）については、町内では比較的軟らかい地盤とされている。

3 地震動

埼玉県において深谷断層による地震の最大震度は7とされている。嵐山町では震度5.2～6.7と想定されており、本苑周辺は、町内で比較的揺れやすいとされている。

4 液状化

地層の深度、層厚、締り具合、及び地下水位から推定された液状化しやすさによると、嵐山町は液状化しにくいとされている。深谷断層による地震で想定しても液状化の危険は極めて低い。

5 建物被害

建物は揺れと液状化によって被害を受けるが、深谷断層による地震については、揺れの被害が大きいことが特徴である。マグニチュード7の地震で県内約1万2千棟が全壊すると予測されており、そのうち揺れによるものは約1万棟、液状化によるものは2千棟とされている。

嵐山町危険度マップによると、本苑周辺は20%~30%の建物が全壊するものと予測されている。

6 火災被害

建物の構造や、密集度の関係から延焼危険度が推定される。嵐山町は延焼危険度が低いとされている。なお、延焼危険度は冬が最も高くなっている。

7 人的被害

人的被害として、建物倒壊、屋内転倒物、急傾斜地崩壊、ブロック塀等、火災による死者数が予測されており、深谷断層による地震が冬のAM5:00に発生した場合、県内の死者数は678人とされている。要因別には、建物倒壊による死者が最も多くなると推定されている。

8 ライフライン被害

冬18:00・風速8m/sの条件で、深谷断層による地震が発生したとして、埼玉県では、1日後の停電世帯数は約5万世帯、不通回線数は約8千回線、断水人口は約137万人となる。都市ガスの供給停止件数は直後に約16万件、下水道の供給支障人口は約83万人となる。

第2節 想定震度

埼玉県地震被害想定調査報告書においては、嵐山町の被害は、県内他市町村の中では、極めて少ないと想定されている。

しかしながら、活断層による直下型地震では、局部的に非常に大きな揺れが記録されることがある。

このことから、本計画における想定被害は、最大被害を念頭に置き、想定震度は6強とし、必要な対策を計画するものとする。

第3節 らんざん苑被害想定

被害想定

想 定	震度 6 強
	建物倒壊なし 一部損傷あり
	電気 地域一体停止 5 日間
	ガス 地域一体停止 10 日間
	水道 地域一体停止 7 日間
	電話 固定電話は不通もしくは、制限あり通話困難 公衆電話は使用可 携帯電話は 3 日間不通
	通信 インターネット・メールは使用可
	エレベーター停止 6 日間
	地域家屋 一部倒壊あり
	火災 なし

施設設備状況想定

設備等 被害状況	電気	停電 各階食堂、1 階事務室、厨房の照明 (非常電源にて 8 時間) 非常用照明 (内部バッテリー 20 分) 誘導灯 (内部バッテリー 20 分)
	水道	断水 受水槽に 9 トン
	ガス	停止 カセットコンロ×1
	エレベーター	非常電源で新館のみ 8 時間作動 (手動切替)
	エアコン	206、306 号室のみ作動 (非常電源 8 時間)
	スプリンクラー	屋上防災用発電機にて作動
	コンセント	各階主要コンセント使用可 (非常電源 8 時間)
	構内電話	10 分程度使用可

上記のような状況想定に基づいて、必要な震災対策を計画するものとする。

第2章 震災予防対策

第1節 基本方針

嵐山町危険度マップによると、深谷断層によるマグニチュード7.5の地震を想定した場合、近隣で全壊する建物の割合が20%~30%とされている。

つまりマグニチュード7.5以上の地震が起きた際、3割程の地域住民が家屋を失うこととなる。その中には、高齢者や、障害者等の災害弱者も含まれる。

また、本苑に関しても、倒壊やライフラインの断絶があることを想定していなければならない。

いつ起きるか分からない地震に対して、十分な準備を行い、防災への意識を高め、震災時における利用者、職員、及び地域住民の生命と財産を確保するように努める。

第2節 防災教育及び防災訓練

1 基本方針

防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに利用者等に対し、避難その他の防災措置の習得等を図るため次のとおり防災教育を行うものとする。

2 実施計画

(1) 防災教育

災害発生時に防災対策の主体となる苑職員については、防災に関する知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育を行うものとする。

- ア 防災手引の配布
- イ 初動参集
- ウ 救助・応急手当
- エ 避難誘導
- オ 災害情報のとりまとめ
- カ その他必要な事項

(2) 研修会等の開催

職員の防災意識の向上を図るため、消防署等の職員、行政機関の担当者等講師に招き研修会等を実施する。

※テーマ例

- ・「地震及び地震災害についての基礎的な知識」

- ・「施設で行っている地震対策の概要」
- ・「地震時にとるべき行動」

(3) 防災訓練

防災訓練は、昼間想定、夜間想定など、災害が起こる想定時間を変え、毎月1回以上実施するものとする。

※ 地震防災訓練内容例

- ・地震が発生した場合における利用者及び職員の対処方法
- ・利用者の安否確認
- ・安全な避難スペースへ避難・誘導
- ・通路の安全確認
- ・停電等への対応方法
- ・本部長の各班に対する指揮指導、避難行動の判断
- ・施設の安全点検・情報伝達

第3節 物資及び資機材等の備蓄

1 趣旨

大規模な災害が発生した直後の利用者の生活を確保するため、食料、生活必需品、非常用蓄電池、石油、及び照明器具等々の備蓄及び調達体制の整備を行う。

2 留意点

- (1) 食糧、飲料水、及び生活必需品等の備蓄数量については、利用者、職員及び地域住民分を含めて250人分を用意する。
- (2) 施設管理者は以下に示す物資等を備蓄しておくものとする。
 - ア 非常用食料 (3日分)
 - イ 飲料水 (3日分)
 - ウ 常備薬 (3日分)
 - エ 介護用品 (オムツ、尿とりパット等 (3日分))
 - オ 照明器具
 - カ 熱源
 - キ 移送用具 (担架・ストレッチャー等)
- (3) 備蓄拠点として、施設内及び施設外に分散して備蓄するものとする。
- (4) 食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、災害時要援護者に配慮した品目を補充していくものとする。
- (5) 災害時において備蓄のみでは緊急に必要な食料や生活必需品が不足することが予想されるため、生産者や関係業界と協議し、物資

調達に関する協定の締結に努めるものとする。

第4節 施設の安全化

(1) 施設の耐震化対策

- ア 施設の耐震性や不燃性などの安全性について、専門家による診断を受ける
- イ 耐震診断の結果、補強を要するとされた場合は、計画的に整備を実施する。

(2) 屋内・屋外の安全対策

ア 屋内対策

- (ア) 窓ガラスや棚等についてはガラス飛散防止対策が必要である。ガラス飛散防止フィルム等で補強を図る。
- (イ) 机、ロッカー、冷蔵庫等の転倒を防ぐため、家具固定器具等で固定する。
- (ウ) 照明器具や、壁掛け時計等の取り付け状態の点検、補強を実施し、落下物対策とする。
- (エ) データを管理する機器など、当面の施設運営に支障を生じると考えられる機器については、保管管理に十分注意を払い、データ等は常にバックアップを取る。
- (オ) 入所者が一時的に避難できる「安全スペース」として、デイサービスフロア、2階ホール、3階ホールを設定する。

イ 屋外対策

- (ア) 屋外へ避難する場合の避難経路に面した門、壁の亀裂の状態等の点検を行い、倒壊防止の安全性について確認を行い、必要な補修を行う。
- (イ) 物置、老木等、施設の構内にある倒壊危険物の点検を行い、危険なものは補強し、不要物は除去する。
- (ウ) 避難経路や出入り口付近の自動販売機については、設置業者と相談し、必要な転倒防止策を行う。

第5節 利用者の安否確認及び家族等との連絡体制の確立

災害時には利用者の安否を確認し、家族等と迅速に連絡がとれるよう連絡体制を確立する。

(1) 利用者及び利用者家族等の安否確認

利用者全員の施設内外の居場所を把握し、安否確認を行うのはもち

ろん、利用者の家族の安否を確認することが、利用者の精神的安定に繋がることから、災害用伝言ダイヤルサービスの利用等、家族と施設間の連絡方法を事前に定め、情報収集がしやすいような工夫をしておく。さらに、災害発生後の家族による一時引き取りの可能性や方法について、各家族と協議しておくことが必要。

災害発生時の利用者家族との連絡体制や引き取りに関する情報は施設が台帳として整備しておく。

(2) 情報通信手段の確保

ア 「災害用伝言ダイヤル171」の活用

非常時に職員及び利用者家族と連絡を取るため、「災害用伝言ダイヤル171」を活用する。

イ ケータイ「災害用伝言板」の活用

大きな災害が発生した場合に開設される携帯電話の「災害用伝言板」を活用する。

ウ 災害用優先電話の指定

一般の回線よりも優先されかかりやすくなる「災害時優先電話」の指定を受ける。

第6節 避難場所までの避難誘導

高齢者福祉施設の利用者等を安全に避難するまで誘導するため、事前に避難行動を想定し準備しておくことが重要である。

(1) 避難経路の確認等

ア 施設外への避難ルートを2つ以上定めておき、職員への周知徹底を図る。

イ 建物内の安全なスペース、消火器の位置、地震時に開放する出口位置、避難経路を全職員に周知徹底を図る。

ウ 徒歩での避難が困難な利用者数を把握し、車両を確保する。施設車両、職員車両のほかに地域住民や公的機関の応援を得られるよう事前に調整を行う。

エ 利用者ごとに避難する方法（徒歩、車いす等）を名簿に色分けする等、職員が認識できるようにしておく。

(2) 非常持ち出し品の準備

非常持ち出し品は緊急避難の場合は必要最低限とする。

本格的に避難する場合は、2・3日は生活できる程度の物資を持ち出すこととする。

(非常持ち出し品)

① 一般的なもの

非常食、飲料水、筆記用具、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ、ビニールシート、ビニール袋、軍手、ナイフ、ライター(マッチ) ひも類、ヘルメット、タオル、ウエットティッシュ、ティッシュ、テープ類、工具類、救急医療品セット、衣類、紙おむつ類、衛生用品、利用者・職員・嘱託医等の緊急連絡一覧表、使い捨てカイロ、電池、簡易トイレ、毛布、担架、車椅子、10円硬貨等

② 入所者の個人的なもの

薬、義歯、メガネ、写真等

第3章 震災応急対策

第1節 施設職員の確保

災害発生時には、原則として、事前に決めておいた災害対策に係る組織体制をとり活動する。

事前に決めておいた体制を確保できない場合、本部長は実際の参集状況に応じて各班に職員を割り当てる。

なお、本部長が不在の場合は副本部長、または防火責任者が対応するものとする。

少ない職員で役割分担する場合は、一人が複数の役割を担うことになるが、まずは救護・看護班、避難誘導班、情報連絡班、を立ち上げる。

入所者の安全を確保した上で、職員の安否や対応について迅速に連絡を取る。

第2節 人的・物的被害の確認

(1) 施設内人員の安否確認と人命救助

地震発生時に施設内にいた入所者、職員、家族等の安全確認を即座に実施し、負傷者が発生している場合には、二次災害のおそれのない安全な場所に移し、医師の手当てが受けられるまでの間、救護班により、可能な限りの応急手当てを実施する。

なお、医療機器を利用している入所者へは電源の確保を行う。

万が一、死者が出た場合には入所者が動揺しないよう隔離安置する。

(2) 施設内外点検

大きな地震の後には必ず余震があると考えられる。余震に備えて職員は、利用者等が安全な場所へ避難できるように、ガラスの破片や棚の転倒の状況を確認して、安全な避難経路を確保する。

戸が再び閉まらないように近くにあるものを挟みこんでおく。

施設内の火器類、危険物の点検を行い、出火の有無を確認した上で、施設の倒壊危険性の把握、室内や通路の落下物や転倒物等の障害物の点検を行い、余震による二次災害の発生を防ぐ。

万一、施設内で火災が発生した場合には初期消火活動に努め、火災延焼拡大を未然に防ぐ。

また、ガス器具等の点検と元栓の閉止等によるガス漏れ防止対策を図るとともに、ガスの漏洩が疑われる時にはブレーカーを切る等、火災の発生を防ぐことに努める。

(3) 施設周辺での被害状況把握

地震の2次災害によって利用者等が被害を受けないように、施設が立地している場所の周辺での2次災害の発生状況を確認し、必要と判断された場合には避難の準備を開始する。

第3節 施設入所者の避難誘導

(1) 被害が軽微な場合には施設内で待機

施設の被害発生状況を調査した結果、施設内の被害が軽微で、建物内の安全が十分な場合には、施設内で入所者に危害を与えるおそれのある物を除去し安全な場所で待機する。

(2) 施設内安全空間への避難誘導

デイサービスのホール、2階ホール、3階ホールを点検し、危険がないことを確認の上、入所者を誘導する。

(3) 施設周辺の安全空間への避難誘導

施設の被害が甚大で施設内に留まることが危険と判断された場合には、被害を免れた近くの建物や、他施設に理解を求め、施設周辺の安全な避難空間を確認し、地域に援助を要請し、地域住民の協力を得て、利用者を避難誘導する。

(4) 広域避難場所への避難誘導

施設周辺で延焼火災が発生し、危険と判断された場合には、駐車場へ避難する。火災が大きく、駐車場でも危険な場合には、越畑地区や、防災関係機関に援助を要請し、地域住民や、防災関係機関の協力を得て、車両等による避難を行う。

(5) 市町村、防災関係機関、医療機関、ライフライン関係期間との情報伝達

入所者の安全を第一に、必要な応急措置等を取った後に、被害の状況や必要な支援について、市町村や関係期間と使用できる情報伝達手段により連絡を取る。

(6) 利用者の心のケア

災害発生時においても、職員が冷静な対応をとり、平常心で温かく接することにより、災害直後の入所者の不安感を軽減するよう努める。

職員は入所者の健康状態を管理し、冬期や夜間の寒さ、夏期の暑さ等、慣れない環境からくるストレスを和らげるための対応を行う。

(7) 電源を落とす

通電火災を防ぐため全員が避難する際にはブレーカーを必ず切る。

第4節 生活確保などの応急対策

(1) 施設入所者の生活を維持する必需品の確保

食糧、水、トイレなど生活必需品について確認し、施設内備蓄品物資を活用するとともに、防災関係機関への状況報告と応援要請を行う。

また、日ごろから付き合いのある商店等に対し、物資の供給継続を早い時期に依頼し、協力を求める。

(2) 施設生活維持のための関係期間への協力依頼

応急給水活動や、電気、ガス、電話等のライフラインを早期に復旧するため、行政や、ライフライン事業者に対し、早期に協力依頼を行うとともに、想定される復旧までの期間を把握する。

なお、災害が起こる前に、ライフライン関係者に社会福祉施設としてのライフラインの重要性や施設の実態等を説明し協議を行っておく。

(3) 入所者の心身のケアの確認

早めに入所者全員を専門医に診てもらうよう努める。

特に以下のような症状が疑われる場合には、早期に専門医・期間で診療を受ける。

- ・強度の不眠が続いている
- ・強度の緊張と興奮が取れない
- ・極度の落ち込み
- ・心的外傷後のストレス症状
- ・幻覚や妄想
- ・表情が全くない
- ・ストレスによる身体症状が深刻 等

また、感染症を予防する観点から入所者に対して、手洗いやうがいを行わせるなど衛生面での徹底を図る。

(4) 入所者の家族の安否確認

入所者の家族の被害情報や安否情報を早急に確認し、入所者の精神的不安感の軽減に努める。

入所者家族の避難状況によっては、連絡が取りづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル171」の活用等、連絡方法を入所者家族とあらかじめ定めておく。

(5) 薬剤等の確保と移送

施設内にある薬剤等の点検を行うとともに、嘱託医や近隣の開

業医等と連携を取り、日々の薬の確保を行う。

なお、建物の被災状況、入所者の健康状態等を考慮し、他施設への移送や医療施設等への移送についても検討する。

移送については、家族の同意をとる必要があるが、緊急時では事後報告となる旨、あらかじめ家族の了解を得ておく。

(6) 利用者の生命や生活の維持

越畑住民、入所者家族、他施設、ボランティア等、人材を確保するため、関係期間に対し、早期に協力を依頼する。

(7) 応援者に対するオリエンテーションの実施

応援者に対して、オリエンテーションを実施し、らんざん苑の日課や、心得、目標、援助内容について理解してもらうよう努める。

(8) 職員へのケアの実施

ア 職員の加重労働の防止

被災後の施設運営は、職員にも大きな負担を与えることとなる。職員の健康管理を徹底し、勤務できるかを確認し、勤務体制リストを作成する。

勤務できない職員がいる場合には、社会福祉協議会、他施設等に対し、ボランティアの派遣要請を行う。

外部からの応援者の協力を得ながら、負担のかかっている職員には必ず休息を与え、過重労働を未然に防ぐよう努める。

イ 職員への心身のケア

職員の住居や家族の被災状況を考慮し、職員の精神的負担を軽減するよう心のケアを行う。

また、感染症を予防する観点から職員に対しても手洗いうがいを行なうなど衛生面での徹底を図る。

(9) 建物の復旧

建物について、市町村が実施する応急危険度判定を受け、その結果を踏まえて、必要に応じて施設管理者が判定復旧技術者に依頼して実施する被災度区分判定を実施し、サービス再開に向けた恒久復旧対策を検討する。

必要に応じて、県や町と連絡をとり、受け入れ可能な補助金等について相談を行う。

(10) 一時帰宅した入所者、その家族に対する支援対策の実施

一時帰宅した入所者やその家族との連絡を密にとり、入所者の精神的不安感を軽減するよう努める。

入所者の帰宅に伴い、受け入れ家族が受ける負担を考慮し、介護方法の相談やヘルパーの派遣を行う等、家族に対する支援策を実施する。

第5節 地域に居住する要援護者への支援対策

(1) 在宅援助者に対する支援

本苑は、入所者だけでなく、施設を利用しない在宅の要援護者（独居、寝たきり高齢者、障害者等）の、被災生活確保のために必要な支援を行う。

町や、関係機関と連携を図り、緊急に保護が必要な要援護者を対象として、応援の人手や、物資のコーディネート等、在宅の要援護者の生命を守る活動の実施に努める。

(2) 在宅要援護者の緊急保護対策

特に緊急を要する要援護者については、できる限りらんざん苑にて受け入れ、必要な生活支援、介護を行い、在宅要援護者の生命の保護に努める。

(3) 入所者への十分な配慮

要援護者の施設への受け入れや、在宅要援護者への支援対策を実施すると同時に施設入所者への対応が不十分とならないよう留意する。

そのため、要援護者の受け入れ場所の設定や、食事、入浴等の提供方法等、総合的な見地から検討し、要援護者の受け入れ可能数を算出しておく。

第6節 施設の早期再開

サービス再開に向け日常的に必要な物品のチェックを行い、恒久的なサービス再開に向け、関係団体等と連携を取りながら、日常的に必要な物品等の調達を行う。

入所者の精神的立ち直りのために施設の早期再開に努め、入所者が生活のリズムを取り戻せるよう努める。

第4編 災害発生時マニュアル

第1節 優先順位の考え方

- (1) 生命に関わることからやっていく。
- (2) 参集した人数でできること、できないことを認識する。
- (3) 参集した人数で、できることをやっていく。
- (4) まず行動、報告は後でも良い。
- (5) ホワイトボード、紙に時間を追って記録する。

第2節 職員の参集体制と役割分担

(1) 職員の参集計画

- ・外出中の職員は戻り次第、本部長の指示を受けて行動を開始する。
- ・外出先から施設に戻れない場合は事前に決められた連絡方法に従って状況を報告し「施設に戻る」「自宅に戻る」「周辺被災者の救護活動に当たる」等を自己判断する。
- ・出勤していない職員は別添1「勤務外職員の緊急出勤について」に従って行動する。

(2) 役割分担

- ・日常の組織から災害に係る組織体制に移行し、行動を開始する。
第2編風水害対策編 第1章第2節「役割分担計画」を参照。

第3節 中核業務

(1) 食事提供について

- ・厨房冷蔵庫に残っている食材から優先して使用する。
- ・冷蔵庫の非常電力供給停止後は、備蓄非常食を使用。
- ・三食定時にこだわらない。
- ・食事介助は一斉ではなく、順次介助を行う。

(2) 排泄業務について

- ・排泄介助の回数に関しては、震災後の使用できるオムツの枚数を確認して日に何回の介助が必要か検討する。
- ・トイレ誘導でトイレ使用が可能な方であっても災害時には断水になるため、基本的にはポータブルトイレ又はオムツの対応となる。
- ・使用したオムツに関しては決められた場所にできる限り密閉した状態で捨てる。(ゴミの回収も止まってしまうため)

(3) 入浴業務について

- ・断水になるため、入浴業務は中止とする。
- ・清拭対応に関しては、排泄業務と共に行う。
- ・全身清拭については、現場の状況に応じ職員で検討して決める。
- ・清拭に関しては、清潔保持の意味もあるが、感染症予防の目的も兼ねる。

(4) 中止する業務、縮小するサービス

ア 中止する業務

- ①余暇活動全般
- ②地域交流事業（行政からの依頼に基づく地域貢献は別）

イ 縮小する業務

- ①外出支援
- ②整容、入浴（清拭にて対応）

※被災から5日目以降はライフラインの復旧度合いに応じて事業を戻していく。

第4節 災害対策本部の初動期対応

5時に震度6強の地震を想定	
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・夜勤、宿直者は、人的被害確認 ・全職員参集。別添1「勤務外職員の緊急出勤について」を参照
6:00	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部立ち上げ ・各事業所から人的被害の報告を受ける ・緊急措置確認 ・二次災害防止のための設備遮断再確認 ・救護所の設置（一時待機場所） ・応急手当・負傷者リストアップ・搬送 ・破損・損壊状況の確認 ・物的被害の報告を受ける ・災害対策会議（防災会議）の開催 ・参集した職員数での業務範囲、役割分担の決定 ・報告内容、検討内容を記録に残す
7:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオで情報収集 ・食糧、飲料水の備蓄確認。使用準備 ・防災・生活用品の備蓄確認。使用準備 ・在宅利用者の安否確認（独居利用者優先） ・利用者家族への情報提供 ・法人内各事業所との連絡調整。情報共有・協力体制の確認 ・役場・協定施設・協定地区との連絡調整 ・要援護者受け入れ要請確認。被害状況報告。救援物資確認 ・連絡のない職員の安否確認
9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回災害対策会議（防災会議）開催 ・新たに収集された情報確認。検討 ・翌日以降の職員の出勤、役割分担の決定
<p>各事業所からの現況報告を受け、対応を決定する 役場、協定施設、協定地区との連絡を行う</p>	

第5節 各事業所の基本的対応事項

1 特別養護老人ホームの基本的対応事項

5時に震度6強の地震を想定	
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・職員自身の安全確保 ・夜勤者、宿直者は利用者の安否確認 ・火元の点検、ガス漏れの有無を確認 ・利用者の見守り、声かけ、怪我の処置を継続 ・全職員参集。別添1「勤務外職員の緊急出勤について」を参照 ・施設・設備の被害状況の確認
6:00	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者は災害対策会議（防災会議）に出席 ・人的被害、物的被害の報告を行う ・参集した職員での業務範囲、役割分担を決定
7:00	<ul style="list-style-type: none"> ・家族等への連絡 ・必要に応じて地域要援護者、他施設利用者の受け入れ行う ・施設の被害が甚大な場合には、他施設への受け入れ要請
9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者は第2回災害対策会議に出席 ・翌日以降の職員の出勤、役割分担の決定
発生後 2～7日後	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの復旧度合いに応じて業務を通常に近づけていく
安全と生命を守ることを最優先。食事、排泄を中心として行う	

2 デイサービスの基本的対応事項

5時に震度6強の地震を想定	
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・職員自身の安全確保 ・全職員参集。別添1「勤務外職員の緊急出勤について」を参照
6:00	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者は災害対策会議（防災会議）に出席 ・参集した職員での業務範囲、役割分担を決定 ・今後の営業、休業についての決定 ・特養、訪問介護の介護業務の応援等
7:00	<ul style="list-style-type: none"> ・家族等への連絡。利用者の安否確認 ・営業、休業のお知らせ
9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者は第2回災害対策会議に出席 ・翌日以降の職員の出勤、役割分担の決定 ・部分営業の可否について検討と決定
発生後 2～7日後	<ul style="list-style-type: none"> ・営業に向けての各種準備 ・特養、訪問介護の介護業務の応援を継続
休業中は、特養、訪問介護、居宅介護支援事業所の介護業務の応援	

3 訪問介護の基本的対応事項

5時に震度6強の地震を想定	
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・職員自身の安全確保 ・全職員参集。別添1「勤務外職員の緊急出勤について」を参照
6:00	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者は災害対策会議（防災会議）に出席 ・参集した職員での業務範囲、役割分担を決定 ・利用者、家族、ケアマネジャーと連絡 ・利用者の安否確認。（独居利用者優先）
7:00	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安否確認を継続 ・暫定ケアプランにて支援を継続
9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者は第2回災害対策会議に出席 ・翌日以降の職員の出勤、役割分担の決定 ・人員状況によっては、デイサービス職員に応援要請
発生後 2～7日後	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定ケアプランによる支援を継続
ケアマネジャーと連絡し、状況に応じたサービスを継続	

《訪問中》

- (1) 自分・利用者・利用者の家族の身を守る
 - ・決してあわてない
 - ・机の下に身を伏せるか、柱に身を寄せる
 - ・窓際を避け、転倒・落下物に注意する
- (2) 利用者への対応
 - ・利用者の動揺を鎮め、不安を取り除くように努める
 - ・負傷者が出たら迅速に救護活動を行う
 - ・重症の場合は救護を要請する
- (3) 事業所へ被災状況の報告

4 居宅介護支援事業所の基本的対応事項

5時に震度6強の地震を想定	
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・職員自身の安全確保 ・全職員参集。別添1「勤務外職員の緊急出勤について」を参照
6:00	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者は災害対策会議（防災会議）に出席 ・参集した職員での業務範囲、役割分担を決定 ・利用者、家族、各事業所（訪問看護、訪問介護等）と連絡 ・利用者の安否確認（独居利用者優先）
7:00	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安否確認を継続 ・在宅生活継続へのアセスメント ・利用者及び各事業所と連絡し、状況に応じた暫定ケアプランを調整する ・在宅生活が困難な利用者は、災害対策本部へ連絡し、らんざん苑、または協定施設へ受け入れ依頼
9:00	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者は第2回災害対策会議に出席 ・翌日以降の職員の出勤、役割分担の決定 ・居宅利用者への訪問介護人員が不足する場合には、デイサービス職員に訪問介護業務を依頼 ・近隣事業所の情報収集
発生後	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集継続
2～7日後	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅利用者のアセスメント、モニタリング継続
<p>居宅利用者の被災時における最低限の生活を守るため、利用可能な社会資源情報を集める</p> <p>施設での受け入れが必要な利用者については、災害対策本部へ連絡し、らんざん苑、または協定施設への一時入所を行う</p>	

第6節 災害時使用可能な施設内設備

(1) 大型自家発電機2台

出力100%にて8時間運転可能。停電後、自動的に切り替わる。

発電量に比例して燃料が減少するため、優先順位を決めて使用する。

- ア 各階共有部廊下・主要トイレの照明、廊下コンセント
- イ 各階共有談話室・食堂の照明、食堂コンセント（テレビ視聴可能）
- ウ 1階事務室、厨房の照明及び主要コンセント
- エ 増築部エレベーターの安全確保後、手動切り替えにて運転可能
- オ 厨房用冷蔵庫・冷凍庫の動力電源、給排気ファンの動力電源
ダムウェイター電源
- カ トイレ使用のため給水ポンプ、浄化槽設備電源供給
- キ 206、306号室のエアコン（緊急用）電源供給

(2) 消防設備等

- ア 非常灯 内蔵バッテリーにて20分点灯
- イ 誘導灯 内蔵バッテリーにて20分点灯

(3) 水の確保

受水槽に溜まっている分（9トン）は使用可能。

タンクの排水口まで取りに行く。

(4) 構内電話

内部バッテリーにて停電後10分程度使用可。

附 則

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

第5編 資料編

勤務外職員の緊急出勤について

大規模な震災、風水害に備えてマニュアルを整備していますが、地域全体が被災するような大規模な災害発生時には、被災した要介護者のケアにあたる職員の不足が懸念されます。

そこで当法人では、大規模な災害発生時には、勤務外の職員にも緊急出勤を要請することとなりました。また、災害発生時には通信手段が不通になることを前提として「緊急出勤の基準」をあらかじめ取り決めました。

地域全体が大きな被害を受けた時、私たち地域福祉の担い手である福祉施設は、要介護の高齢者に対してケアを継続するという大きな使命を持っています。

趣旨をご理解のうえ、周知徹底をお願い致します。

緊急出勤の基準

	施設長・事務長 介護長代理・防火責任者	各主任・看護師	一般職員
震度 6 以上	自発的に出勤	自発的に出勤	自発的に出勤
震度 5 強・弱	自発的に出勤し施設を チェックし必要があれば職員に出勤指示	管理者の指示・ 連絡により出勤	管理者の指示・ 連絡により出勤
震度 4 以下	職場との連絡により 必要と判断すれば出勤	同上	同上
風水害による 被災	同上	同上	同上

ただし、下記の状態にある職員は対象外とする。

- ①職員自身、もしくは家族が負傷している場合
- ②自宅建物が被災し家族が危険な状態にある場合
- ③小学生以下の家族の所在が不明でかつ連絡がとれない場合
- ④小学生以下の家族が自宅にいて、他に保護する家族がない場合
- ⑤職員自身が外出先で帰宅難民になり、出勤が不可能な場合

{職員間の非常時連絡方法のルール化}

例 1 「〇〇です。今、△△にいます。後□□分で到着します」

例 2 「〇〇です。今、××の理由により参集できません。●●にて待機
します」

様式第 1 号

らんざん苑防災会議規程

規 程 第 号
平成 21 年 12 月 1 日

(設置)

第 1 条 この規程は、らんざん苑入所者（利用者）、職員及びその他関係者等の生命、身体の安全を確保し、あわせて社会福祉法人 晃樹会の財産を保全するため、らんざん苑防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) らんざん苑災害対処計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) らんざん苑周辺に災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要と思われる事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 10 人以内を持って組織する。

- 2 会長は、理事長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、施設長がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 事務長
 - (2) 介護長代理
 - (3) 特別養護老人ホーム らんざん苑の職員のうちから理事長が委嘱する者
 - (4) らんざん苑短期入所生活介護事業所の職員のうちから理事長が委嘱した職員
 - (5) らんざん苑 訪問介護事業所の職員のうちから理事長が委嘱した職員
 - (6) らんざん苑 ディサービスセンターの職員のうちから理事長が委嘱した職員
 - (7) らんざん苑 指定居宅介護支援事業所の職員のうちから理事長が委嘱した職員

(その他)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

施設間における災害時相互援助協定書

社会福祉法人晃樹会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害時における相互援助について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は地震、火災及び風水害時の災害が発生した場合（以下「災害時等」）における甲、乙間の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定めるものとする。

（対応責任者）

第2条 甲及び乙は災害時等における対応が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。

（対応体制等の相互連絡）

第3条 甲及び乙は、災害時等における連絡体制、対応窓口及び連絡方法について定めるとともに、前条の責任者と併せて、毎年4月1日及び変更の都度、相互に書面で通知するものとする。

（情報提供）

第4条 甲及び乙は災害時等に施設の被害状況、地域の状況等あらかじめ甲乙が協議して定める事項についてとりまとめのうえ、連絡するものとする。

（人的支援）

第5条 甲及び乙は、災害時等に自主的に又は要請により、施設職員を派遣するものとする。

（物的支援）

第6条 甲及び乙は、災害時等に自主的に又は要請により、援助物資を搬送するものとする。

（相互施設間入所者受入）

第7条 甲及び乙は、災害時等に、入所者の安全が確保できず、かつ、地元自治体の緊急入所に関する体制が整わない場合、地元自治体を通さず緊急避難的に入所者の受け入れを要請するものとする。

2 甲及び乙は、入所者の受け入れを要請された場合、速やかに受託するよう努めるものとする。

（訓練）

第8条 甲及び乙は、毎年度、合同で災害時等における対応についての訓練を行うものとする。

(意見交換会等)

第9条 甲及び乙は、毎年度、本協定の実施について必要な意見交換会等を開催するものとする。

(協定の検証、見直し)

第10条 甲及び乙は、毎年度、この協定について次の項目等の検証を行い、必要があれば随時見直しを行うものとする。

- 一 第3条の規定に基づく、連絡体制対応窓口及び連絡方法について
- 二 第4条の規定に基づく、連絡内容について
- 三 第5条の規定に基づく、人的支援について
- 四 第6条の規定に基づく、物的支援について
- 五 第7条の規定に基づく、施設間の入居者受け入れについて
- 六 第8条の規定に基づく、甲及び乙合同による災害時対応訓練について
- 七 その他必要な事項について

(必要経費)

第11条 甲及び乙は、本協定により必要経費が発生した場合は、負担等について別途協議を行うものとする。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、別に甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第13条 この協定は締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り自動的に更新するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成 年 月 日 甲 埼玉県比企郡嵐山町越畑1371-1
社会福祉法人晃樹会らんざん苑
施設長 小林 尊 (印)

乙 埼玉県比企郡嵐山町

(印)

様式第4号

社会福祉法人晃樹会らんざん苑及び

越畑第一区、第二区災害時相互援助協定書

社会福祉法人晃樹会らんざん苑（以下「甲」という。）と越畑第一区、越畑第二区（以下「乙」という）は、災害時に際し相互援助するため、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、不時の災害発生時（地震・風水害・火災等）に、社会福祉法人晃樹会らんざん苑と越畑第一区、越畑第二区との協調を図り、相互に援助活動を行うことにより、損害を未然に防止あるいは最小限にとどめることを目的とする。

（通 報）

第2条 甲または甲の近隣に火災等災害が発生した場合、甲及び乙は、直ちに消防署等に通報するとともに、甲または乙に通報し、協力を依頼するものとする。

（初期消火、避難誘導）

第3条 甲及び乙は、消防隊が到着するまでの間、初期消火を行い、被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、甲の入所者や利用者あるいは乙の住民を安全な場所まで避難誘導を行うものとする。

（避難場所の提供）

第4条 甲及び乙は、災害時の安全を確保するため、必要に応じ、敷地や建物を避難場所として提供するものとする。

（奉 仕）

第5条 甲及び乙の援助活動は、奉仕によるものとする。

(連絡会議)

第6条 甲及び乙は、相互に情報交換を行い、災害時に迅速に対応できるよう原則として年1回連絡会議を開催するものとする。

(疑義等の解決)

第7条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙双方で協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 本協定の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年間とする。ただし、甲、乙において異議等がない場合は、次年度以降についても本協定書について自動的に継続するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 比企郡嵐山町越畑1371-1
社会福祉法人晃樹会らんざん苑
施設長 小林 尊 (印)

乙 比企郡嵐山町大字越畑
越畑一区 区長 (印)

乙 比企郡嵐山町大字越畑
越畑二区 区長 (印)